

<約款変更の内容>

エマーシング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)の約款変更 新旧対照表

新	旧
<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>④ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p> <p>⑤ <u>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u></p> <p>⑥ <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p><u>第16条の2 (信用リスク集中回避のための投資制限)</u></p> <p>① <u>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u></p> <p>② <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p><u>第48条の2 (運用報告書に記載すべき事項の提供)</u> 委託者は、投資信託および投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>④ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p> <p><u>第16条の2 (信用リスク集中回避のための投資制限) <新設></u></p> <p><u>第48条の2 (運用報告書に記載すべき事項の提供) <新設></u></p>

な方法により受益者に提供します。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。